

**低所得世帯支援給付金(7 万円の追加給付分)**  
**住民税非課税世帯等に 1 世帯当たり 7 万円の追加給付をします。**

物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯に、令和 5 年度に 1 世帯あたり 3 万円を支給した低所得世帯支援給付金について、追加で 7 万円を支給します。**さらに、町では、同様に、家計急変世帯に支給します。**

支給対象	◆ 令和 5 年度住民税均等割非課税世帯	◆ 令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までの家計急変世帯
基準日	令和 5 年 12 月 1 日現在で、町に住民登録があり、世帯全員が令和 5 年度住民税均等割非課税世帯	令和 5 年 12 月 1 日現在で、町に住民登録があり、予期せず令和 5 年 1 月から 12 月までの家計が急変し、世帯全員の収入・所得が非課税相当に減少した世帯で、1 年間の収入・所得見込み額(令和 5 年 1 月～12 月までの任意の 1 か月に 12 を乗じた額)が住民税非課税相当額以下となる世帯
支給額	1 世帯当たり 7 万円	
申請方法	令和 5 年度に 3 万円の低所得世帯支援給付金を受給した世帯に対しては、町から、令和 6 年 1 月中旬以降に支給のお知らせを送付します。 ※その他の世帯(世帯構成が変更となっている世帯等)に対しては、町から、令和 6 年 1 月中旬以降に確認書を送付します。	家計急変世帯は、令和 6 年 1 月中旬から、申請の受付を開始します。 ※申請に必要な書類等は、町福祉課または町ホームページまでお問合せください。
申請期限	令和 6 年 4 月 30 日(火)	
支給時期	令和 6 年 2 月上旬から、支給開始予定	申請受付後、支給決定のうえ、順次支給開始予定

(参考) 住民税非課税相当額の例【給与収入の場合】

家族構成の例	非課税相当額収入 限度額
単身または扶養親族がない場合	97万円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	148万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	190.4万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	236万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	281.6万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円

問い合わせ先

健康福祉部 福祉課 課長 中澤栄子 ☎0467(74)1111 内線 140